

381

天皇自覺説

東京 巖松堂書店

特242

340

梨谷静教著



0005749000

0005749-000

特242-340

天皇自覺説

梨谷静教・著

巖松堂書店

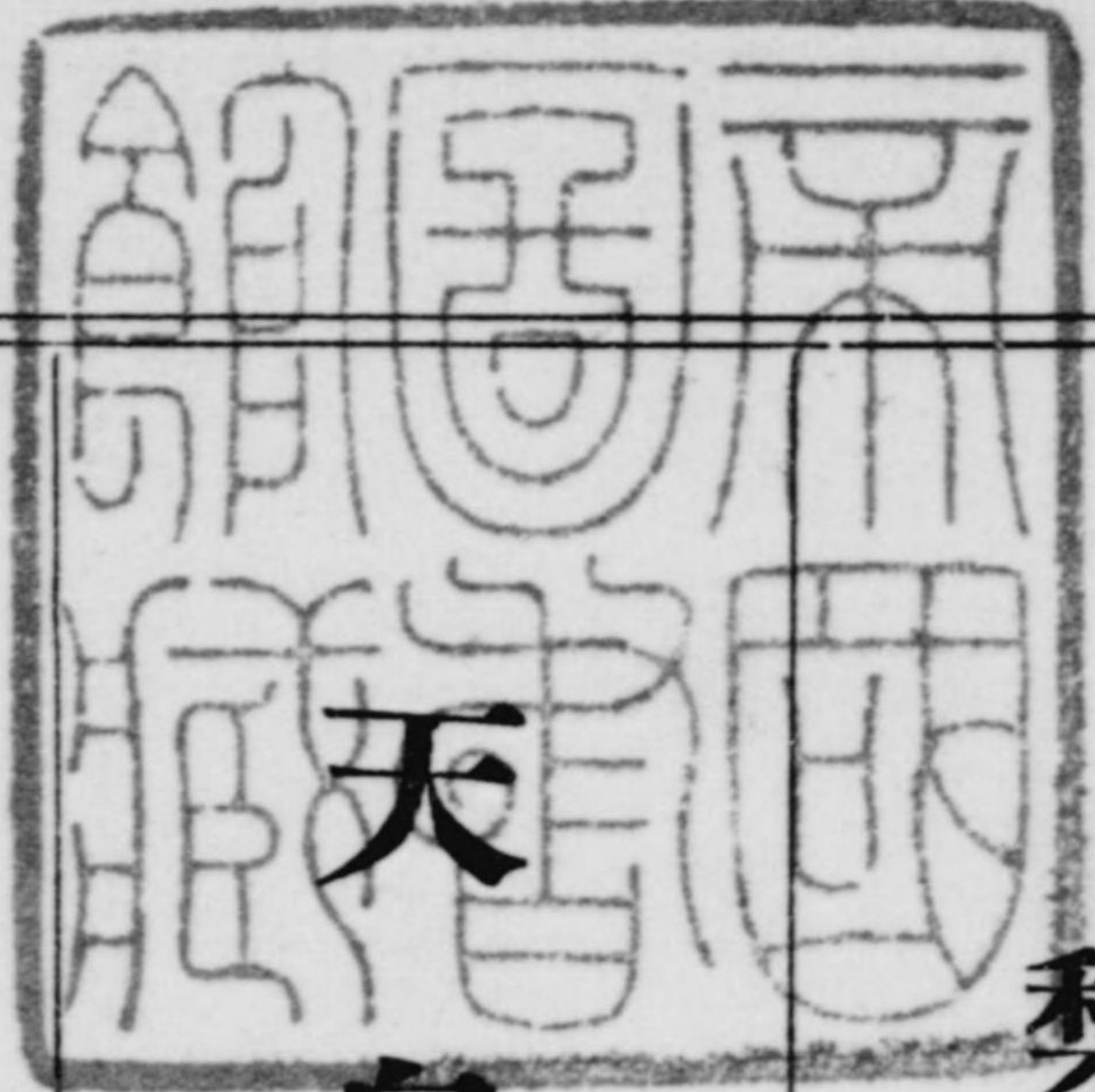
昭和10

ABD

1

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月2日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

特 242
340



梨谷靜教著

天皇自覺說

東京 巖松堂書店



天皇自覺說目次

第一章 緒言	一
第二章 自覺原理	一一
第一節 自覺の意義	一一
第二節 自覺は自己決定の原理	一六
第三節 自覺は内面的發展の原理	一八
第四節 自覺あらば覺他あり	二〇
第三章 天皇自覺說 (國體論)	二三
第一節 破邪篇	二三

第二節 立正篇……………三一

第四章 國家とは何ぞや……………三七

第五章 時事批判……………四九

 第一節 天皇機關説は天皇の本質を解せざる暴言なり…五〇

 第二節 國家法人説は架空の幻影に過ぎず……………五五

第六章 結論……………五九

(をはり)

天皇自覺説

梨谷静教(著)

第一章 緒言

國體如何と云ふことが、近時朝野關心の最大問題となつてゐる。是は去る二月二十五日(昭和十年)第六十七議會貴族院に於いて、美濃部達吉氏が一身上の辯明として、天皇機關説の要旨を述べ、國家は一の法人であり、天皇はその法人たる國家の機關であると云ふ、論旨を言明強調したことが、愈々論争にこの花を咲かせた形である。今迄の経過から見ると、政府は美濃部氏

の憲法撮要その他の著書の發賣禁止處分を斷行し、近く美濃部その人に對し不敬罪の成否、即ち司法處分が行はるゝ由の噂である。然し司法處分が何んと決定しても、政府が國家を法人と見るか、如何かの問題、即ち美濃部學說の根本に觸れた、解決を爲さぬ限り、之は表面の糊塗に過ぎないもので、禍根を後に遺し、眞の解決と云ふことは出来ない。所が政府當局に之を批判するだけの學理の持ち合せがないらしく、學界にも將た、言論界にも無論その持合せがない。さればとて美濃部學說は到底承認の出来る品物ではない。ハテ如何したが好いか、この思案迷路を辿つてゐるのが、眞實目下朝野の現状だと想へる。而して朝野のこの迷夢を覺醒する唯一の曉鐘として、出現したものと

は實に 天皇自覺說に外ならぬのである。

予は大正十四年十二月十五日附を以て「治安維持法に現れたる國體觀念に就て」と題する冊子を發行した。その内容は一面に於いて、當時の政府の採つた國民確信説を反駁したものであつたが、他の一面に於いて、始めて 天皇自覺説を創説したのであつた。故に茲に當時の事情を明かにして、思想界今日に及ぶ動向を概説して置くことは、問題の解決と、最も緊密なる關係があると言はねばならぬ。

然らば國民確信説と云ふのは何乎と云ふに、それは言ふ迄もなく、大正十四年五月八日附都下の諸新聞に掲載せられた内務省成案「治安維持法條文適用釋義」(之は同年五月二十日附官報

にも同文が掲載せられてゐるから容易に参照することが出来る)の採つてゐる國體の見解で、即ち

「國體とは何人が主權者なるかの問題なり我帝國は論ずる迄もなく萬世一系の天皇の統治せらるゝ君主國體なり。國體は歴史に基く國民の確信に依りて定まるものにして成典に依りて定まるものにあらず」

と、云ふのはそれだ。この見解は文面に表はれてゐる通り、我國を以て一應は君主國體と見てゐるが、結論に至りて國體は云云國民の確信に依りて定まるものと論斷するのであるから之は、天皇機關說と同様、一種の民主國體說に外ならぬ。それで我帝國としては、天皇自覺說の立場より、徹頭徹尾、この種の見

解を排撃せざるを得なかつた譯である。

爾來滿十年の春秋を送迎した。その間が所謂思想國難の時代であつた。今之を回顧して見ると、何分にも當時の政府の採つた、如上の國民確信說は、久しく學園で培はれて來た學說であり、それが既に學園を進出して、爲政者の手に移り、所謂護憲三派連合内閣と呼ばれた、有力な内閣に依つて具體化され、愈之が國體の有權解釋たらむとしたのであるから、その儘ま押し進められたとせば、實に革命的慘禍も到底避け難き状態にあつたのである。然し當局の國民確信論者も、それを意識的に期待して、之を取り扱つたわけではなかつたらしく、只ださうすることが當時、學界内外の狀態から、唯一の純理だと考へられて

ゐたに過ぎなかつた。それで前述の如く、一旦 天皇自覺説の發表を見るや、當局の狼狽一方ならぬものがあつた。予自身は事の重大性に鑑み、屢々内務、司法兩省並に首相官邸に赴き、當局と直接交渉したので、能くその窮狀を知悉してゐることは勿論だが、當時東京地方裁判所検事局の問題となつたことを以て見ても、その實狀を察するに餘りがあらう。要するに國民確信説は、日本精神から見ても、將た學理から云つても、到底 天皇自覺説の矢面に立ち得る品物ではなかつたのである。斯くて逃ぐる者は之を追はず、事件としての取調はこれで打ち切つた。然し晝問の幽霊引込みが付かず、今日尙ほ當年の官報紙上に上掲の如く、その殘骸を留めてゐる。それが或は後年の珍ら

しき文獻ともならう。

而して國體の釋義に關して起つた如上の根本問題が、内閣の交替に伴れ、それが半可通ながらも、世上に漏洩して、幾多の重大なる副作用的事象を頻發するに至つた。之は人も知る如く、昭和三年二月十九日、時の衆議院議員總選舉を前日に控へ、所謂鈴木内相の聲明なる文章の公表を切掛けとして、「天皇中心乎議會中心乎」の問題を起したのがその一、ピールズ問題はその二、統帥權干犯問題はその三、次いで各種の直接不穩行動の頻發となり、最近は第六十七議會に於ける美濃部學說問題の如き亦それである。

斯くて思想國難は何時果つべしとも豫斷の限りではないが、

茲に附言の要あるは、是等の諸問題は固より、天皇自覺説の提唱と直接の交渉あるものではなく、直接の交渉は寧ろ日本精神の勃興にありと謂ふことが出来る。而して日本精神に眞の理論的根據を付與したものは、實に天皇自覺説の提唱であつた。故に天皇自覺説を奉ずる人は、必ず日本精神に目覺めた人であるが、之に反し、日本精神に目覺めた人、必ずしも天皇自覺説に理解ありとは、斷定出来ないのである。之を美濃部學說問題に就いて見ると明瞭である。即ち攻撃の側に立つた貴族院の菊地、井上、井田の各男並に衆議院の山本悌二郎、江藤源九郎兩氏、その他院の内外有志等の熱辯を聞くと、何れも日本精神の内に燃ゆるものあるを思はしむるに足る。然し之を以て未だ、

是等の人士が天皇自覺説に對する理解ありとは、受け入れ難いのである。それは自覺原理を使つてゐないことに依つて明である。従て諸氏の熱辯を以てして、尙ほ且つ、相手方の美濃部その人を承伏せしむることが出来なかつた。即ち美濃部博士曰ふ「學説は變へぬ、今更之を問題とすることが不可解だ云云」(昭和十年四月十日附東京日日新聞參照)と。尤も斯かる問題は相手方の承知、不承知を尋ねて、決すべき事柄ではあるまいが、出來得べくんは相手方を納得せしめて、之を圓滿に解消せしめた方が、より効果的であらねばならぬ。それには必ず天皇自覺説の立場から、所謂美濃部學說即ち天皇機關説そのものを批判して、以てその不合理を立証することが、唯一の方法で

あつたのだ。近時 天皇自覺説の全貌を會得せむとする熱聲の、漸く高きものあるは之が爲めである。

今回題號「治安維持法に現れたる國體觀念に就いて」を、その内容に即して之を「天皇自覺説」と改め、増補改版して以て世に見えんとする所以は、一面に於いて朝野の此の期待に副はむとするにあるは、言ふ迄もないが、茲に創設滿十周年を紀念すると共に、之を永遠に傳へて以て、再び國體觀念の紛更を見るが如き不祥事の之なからむことを希ふのみ。乞ふ、讀者、微衷の存する所を諒として、善處せむことを。

第二章 自覺原理

第一節 自覺の意義

天皇自覺説を論証せむとするに當りて、先づその準備として、自覺原理を説明して置くことが、必要且つ便宜だと思ふ。又自覺原理を説明するには自覺の意義を明かににして置かねばならぬ。然らば自覺とは何ぞや。之を古文献に徴して究明せむとすると、甚だ難解なことにもなるが、今之を一言明瞭に謂ふと、自覺とは「自分で自分を知ること」に外ならぬのである。

近頃の新聞や雑誌などに、屢々散見する「自覺」なる文字は、雑多な意味に使用されてゐるやうにも見えるが、「自覺」は這し

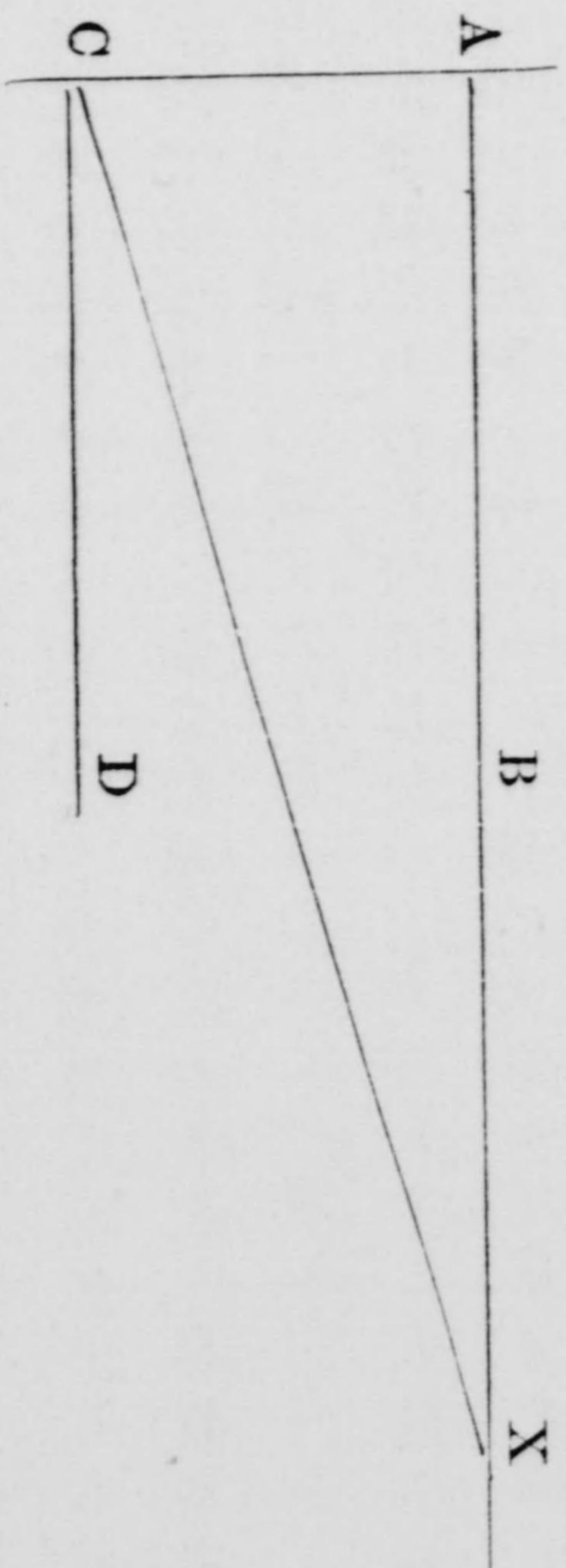
特殊な意義を持つ文字だ、と云ふことを篤くと心得て置く必要がある。是に就いて昭和二年十月だつたが、予は東京帝國大學の法學部研究室で、美濃部達吉博士と會見したことがある。當時博士は予の所謂「自覺」の意味が解からぬと云ふことであつた。その折り予の使かつた返答は、即ち之だつた。すると博士は、席を立ち兩手を振つて曰はるゝには、「自分で自分を知る、これで如何になりました？」と。その時予は謂つた。

「知る自分は主觀の自分であり、知らるゝ自分は客觀の自分である。故に自覺に於いては主觀と客觀とは自己同一に歸してゐる。元來主觀と客觀とは認識相對の世界では、必ずや兩々相對立してをるべき筈である。然るに自覺の場合即ち自分で

自分を知る場合に限り、それが自己同一に歸してゐる。是は果して何を意味する。謂ふ迄もなく、自覺は相對の世界ではなく絕對の世界であると云ふことを意味するに外ならぬ。即ち「自分で自分を知る」語は簡單ではあるが、自覺は之れ絕對に進展する唯一の關門だと云ふのはこの意味である」と、交はした言葉はこれだけではなかつたが、要するに大體、以上に依つて、博士も沈黙を守られ、自覺の大意が諒解されたものと信するのである。

尙ほ自覺の意義を明かにするため、言語を換へて謂へば、之は「平行線が一點に相會す」と云ふに等しい。それは無限大、絕對處であらねばならぬことは明かであらう。念の爲め之を説

明して見ると、次の如くである。即ち
主観と客観の對立關係は、之を二の平行線を以て表示するこ
とが出来ゝる。従て次の如く言明出来るのである。



直線 AB と直線 CD は直線 AC の上に垂直に立つ二の平行線

とす。直線 AB を無限大に延長して直線 AX と爲し X と C と
を結び付くれば直線 XC と直線 AX とは共に無限大にして相
等し。故に三角形 AXC は二等邊三角形にして 角 XAC と
角 XCA とは相等し。而して角 XAC は直角なるを以て
角 XCA も亦直角であらねばならぬ。

従つて直線 CD は直線 XC に全く重なり合ひ直線 CD を無限大
に延長せば必ず X 點に於いて直線 AX と相合す。

之を要約すれば主観と客観の二の平行線は絶対無限大に於い
て一點に相合する (一致すると云つても宜しい) 自分で自分を
知ること即ち自覺の場合が丁度それで、自覺は絶対だと謂ふ所
以であるのだ。

或は云ふ「自分で自分を知つたが、少しも絶對者らしくはない。之は如何した關係か」と。それは自分で自分を知つた積りでも、本途は未だ自分の何者たるかを、充分に知り切つてゐないと云ふだけのことで、是を以て自覺原理そのものを否認する理由とは、無論ならない。

第二節 自覺は自己決定の原理

自覺は自己を決定する原理である。換言すれば自分と云ふものは一體、何者だらう、と云ふことは自覺に依つて、決定さるゝことであらねばならぬ。何となれば自覺は自分で自分を知ることであるから、之に依つて知られ得た所のものは、云ふ迄も

なく自分そのものであらねばならぬからだ。先の或る人の如く「自分で自分を知つたが一寸も絶對者らしくはない」と云ふ、これはお互同様の所懐で、實に詐らざる告白ではあるが、要するに之は自己を以て相對者と決定してゐる証左であるのだ。更に極言すると、之は自分で自分が能くは解からぬと云ふこと、即ち自分は迷つてゐると云ふことを、言外に自白してゐることに外ならぬ。世の中にはその迷つてゐることさへ解からぬ程、迷つてゐる者も少なくはない。而してこの種の部類は之を宗教的に云ふと、救はるべき者、之を道徳的に云ふと、教化さるべき者、之を國家的に云ふと治めらるべき者である。

第三節 自覺は内面的發展の原理

之は有限から無限へ、相對から絶對への進展は、一に自覺即ち自分で自分を知る、内面的發展に外ならぬことを意味するものである。是は自覺當然の理であるが、特に一言して置く必要がある所以は、先の或る人の如く自分で自分を相對者と決定するのは、寧ろ罪の軽い方としても、斯かる決定から、皮相の類推を逞しうし、自覺原理の内面的發展性をも閑却して、具體的絶對者の存在を否認せむとするに至りては、默過出來ないからである。而してこの種の人、即ち迷へる人の得て陥り易い弊は、抽象的絶對者の存在を錯覺することである。盲龜莖を擱むの類

は即ち之である。若し這した抽象的絶對者の存在を認むるとせば、それこそ統一原理を欲求する哲學的要求を充たすことが出來なく、全く永劫の迷路に陥るものである。故に絶對なるものは必ずや内面的發展、即ち自覺的存在であり、具體的絶對であらねばならぬ所以である。

尙ほ一言、似て非なる一例を掲げて概評を加へて置くことがある。それは國家法人説である。即ち「國家それ自身が一つの法人であり、法人は一の團體であり、無形人であります」(昭和十年第六十七帝國議會議事速記録参照)と云ふのがそれである。この説に依ると、「法人は一の團體であり」と云ふのであるから、法人は確に有形の存在であらねばならぬ。然るに之を「無形人

であります」と云ふ之れ如何。有形と無形は元と兩立し難き觀念である。斯かる兩立し難き觀念を同一法人に使用して、然もその統一原理を示さないに至つては、一種の詐術で、少なくとも之は學説として認むべきの域に達してゐないと謂はねばならぬ。世間では國家法人説を以て抽象的絶對論だとして之を排してゐる者もあるが、尙早である。尙ほ本書第四章「國家とは何ぞや」を讀了せば法人説は自ら解消すべき問題である。(又特に第五章第二節に之を批判す)

第四節 自覺あらば覺他あり

自覺は相對から絶對へ進展するの原理であることは、前に述

べた所であるが、茲に云ふ覺他は絶對から相對へ、働き掛くる向下の作用である。即ち自覺者はそれ自体必ず無自覺者を方便に依りて之を自覺に引導する作用を具有してゐることである。之は自覺者が絶對者である必然の結果である。而して宗教的自覺者、釋尊は三界の導師となり、道德的自覺者、孔夫子は一世を教化されたのは全くそれである。後章に述べむとする統治權の自覺者、(統治權の自覺は國家的自覺である第四章参照) 天皇の國家を統治せらるゝも、亦この理に外ならぬのである。

第三章 天皇自覺說（國體論）

第一節 破 邪 篇

去る大正十四年五月八日附、都下の諸新聞に内務省成案として治安維持法條文適用釋義なるものが掲載せられた。同年同月二十日附官報にも、それと同文が掲載せられてゐる。その文面に依ると、

「國體とは何人が主權者なるかの問題なり、我帝國は論ずる迄もなく、萬世一系の天皇の統治せらるゝ君主國體なり。國體は歴史に基く國民の確信に依りて定まるものにして、成典に依りて定まるものにあらず」

と畏くも我帝國は萬世一系の 天皇の統治せらるゝ君主國體なることは、心あるもの誰か之を疑はんや、誠に徹底したる事實である。所が茲に奇怪とするのは、その國體が國民の確信に依りて定まるものと斷定された點である。之は從來一般に習はされた見解だけに、一讀無難な見解のやうではあるが、熟々吟味して見ると我國民として大に考慮すべき文言だと思ふ。

何となれば我神聖なる國體即ち何人が主權者なるかの問題が國民の確信などに依つて定まるものと觀るのは、彼の 天皇機關説など、弟たり難く、兄たり難い、不逞極まる考へであるからだ。天皇機關説に就いては別に章を改めて之を論評することとする。(之は未だ一部學者の所論に過ぎない) 國民確信説に至

りては今や學界を進出して政府當局の所説とあつては、その影響の波及する所は、頗る廣汎に、教育に、思想に、道德に、將た又政治行政の實際に誠に計るべからざるものがあらう。今にして之を擊滅せずんば悔を千載に遺すものである。最後の一人となるとも斷乎、その非を許すことが出來ないのである。

抑も何人が主權者なるかの問題、即ち國體如何は主權者自體に於いてのみ之を定め得べきものであらねばならぬ。換言すれば主權者即ち統治權の主體は自覺的存在であらねばならぬ。この法理は統治權の主體は最高、獨自、絶對の存在たる當然の歸結である。従て他の確信などに依りて依他的に定められるやうな、立場にあつてはならないのである。今假に所謂主權者以外

に主権者の何人なるかの問題、即ち國體如何を定むるものが之ありとすれば所謂主権者なるものは、その最高絶對性を失ふこととなり、其の國體如何を定むるものこそ、眞實の主権者であらねばならぬこととなる。その實例は諸外國の君主制に於いて、之を見ることが出来る。斯かる君主制に在りては眞實の主権は國民に移り、君主の主権に絶對性なく、單に儀禮的存在と考へられ、君主は世襲の大統領視せられてゐるのがそれだ。

然れば若し我國體觀念に於いて、内務省所説の如く、國體は國民の確信に依りて定まるものと、斷定し得るとせば、彼の諸外國に於ける君主國體と、我國體と何等選ぶ所なきの、結果に陥るもので、不都合千萬な見解と謂はねばならぬ。

茲に一言して置く必要のあるは、國體を以て國民の確信に依りて定まるものとなす、内務省所説の出所である。これは内務當局に於いて釋明した所であるが、彼の歴史派法理學の泰斗ザビニーを祖述された、故穗積八束博士の見解に基くもので、今日尙ほ我法學界に於いて廣く傳播され、頗る有力な學説の一であることは事實である。而して故博士は我國體を以て、君主國體の純白典型的なるを力説し、大に國體の擁護に努められたものとして、其の聲價は學界の内外に認められてゐる關係上、好んで之が品騰を試みむとするものではないが、一點看過すべからざる所があつて、一言附加するの己むを得ざるものがあるのである。即ち故博士はその著憲法提要に於いて、我君主國體の

本領を論し去り、論し來たり「君主は國に於ける最高絶大の權力を固有し國家統治の爲めに之を行ふ者なり」(同書上卷七十八頁)と叙述されてゐる他方に於いて「國家主權の所在は歴史の基礎に出づる國民の確信に由りて決定せらるゝ者なり」(同書上卷六十九頁)と論斷されてゐる。この後者が即ち今、難點となつてゐる内務省説の出所である。所がこの「君主は國に於ける最高絶大の權力を固有し云云」の觀念と「國家主權の所在は云云國民の確信に由りて決定せらるゝ者なり」との觀念は互に相反せる觀念であつて、兩者同時に眞なりと云ふことの出來ない事柄である。即ち國民の確信に國家主權の所在、即ち最高絶大の權力の所在を、決定する力あることが、眞實なりとせば、

國民自體が、それ以上、最高絶大の權力を有するものであらねばならぬ。従て君主の最高絶大性が否認さるゝ結果となる。又君主が國に於ける最高絶大の權力を固有することが眞實なりとせば、國民の確信に斯かる絶大權力の所在を、決定し得る筈がない譯である。

斯やうな背反せる兩觀念を同時に取扱はれた、故博士の心事は果して意識的であつたが、否か、今日追求の限りではないが、蓋し絶對を立証すべき自覺原理の理解を持たなかつたことが、其の主因ではなかつたかと惜まるゝのである。それは兎も角として、右の兩觀念は斯くの如く兩立し得ないものであるから、兩者その一を採らねばならぬ。而して其の孰れを採るかは、實

に我國體を以て、眞の君主國體と觀るか、將た一種の民主國體、即ち君主を世襲の大統領視するかの、分水嶺上に立つものと謂はねばならぬ。故博士の述作に斯かる重大なる暗渠のあることに氣付かず、無批判に之を採り入るゝことの、如何に重大な危険の伴ふ業かと、云ふことが之で解からう。然るに我内務省は輕々事を斷じ、前掲の如く、我國體を以て國民の確信に依りて定まるとの見解を採るに至りては、長歎息の外はないが、思想動搖の兆、滔々たるものあらむとする、亦遇然にあらざるを思はしむるのである。

然は謂へ、世に事實を曲ぐる道理はない。國民たるもの茲に東西兩建國の精神に、大なる相違あることを忘却してはならぬ。

彼の雜然たる群衆中の一人者を選定して其の自然意思を尊重し、之を主權者と仰ぎ、之に服従を表して、以て其の國民となつた、西洋の國家に於いては、所謂主權者には統治すべき、必然の事由なきは勿論であるから、絶對の自覺はなく、却て國民は現實にその確信乃至推舉に依つて、之を決定した事實を意識してゐる。故に内務省の所説は西洋諸國の君主國體を説明するには、或は適切なるものであらう。之を移して以て、我治安維持法に現はれたる、國體の解と爲さむとするに至りては内務省當局それ自體、國體變革の色彩ありと謂はねばならぬ。

第二節 立正篇

我建國の精神を按ずるに、君臣の分は親子の別に出で、民族は皇室の末葉分派である。之を小にしては一家、之を大にしては一國家たるの關係に立つてゐるのである。尤も今日の國家は大いに進展して、昔日の如き單純ではなく、多少理論の複雑なるものが之ありとしても、その根本觀念に至りては、少しも矛盾あるものではない。忠孝一途の觀念が國民道德の基本として、今日に及んで、嚴然として存してゐる所以を以て見ても、之は明かな事實である。

我國は斯やうな國柄であるから、君主のその臣民を統治するの義は、尙ほ親のその子孫を保護するの自然に出づると、何等異なる所はないのである。尤も自然必ずしも之を絶對とは謂へ

ないが、君主即ち天皇の絶對であらせらるゝ所以は實に大任ある御自分を御自覺あらせらるゝことに在るのである。即ち

天祖の 皇孫に下し給はつた神勅

豊葦原千五百秋瑞穗國是吾子孫可王之地、宜爾皇孫就而治焉

行矣寶祚之隆當與天壤無窮矣

は、申す迄もなく、天祖の御自覺である。御歴代 天皇の之を奉體し給ふそのことが、亦御歴代 天皇の御自覺である。而して自覺原理の何たるかは前章に於いて、詳しく述べた所であるから、再録の必要はないが、之を要するに 天皇は具體的絶對者であらせられ、統治權の主體であらせらるゝことは一に御自覺に依つて決定されたものと、拜察出来るのである。億兆の蒼生

悉く之れ我が赤子と、觀じさせ給ふ廣大無邊の御盛徳、誠に故ありと申さねばならぬ。予は先に何人が主權者なるかの問題、即ち國體如何は主權者自體に於いてのみ、之を定め得べきだと述べたのは即ち此の自覺の意味で、全く斯くあるべくして、斯くある所以が、これで明であらう。

從來の憲法學乃至國法學に在りては、全く自覺原理の理解がなかつた。従て絶對なるものゝ立証方法がなく、行論の上幾多の矛盾を來たすに至り、然もその矛盾を發見することすら出來なかつたのである。國民確信説もその映響重大なるものゝ一であつた。今率爾として自覺を説く、一般は却てその奇異に驚くかも知れない。然し之は最も簡明にして且つ唯一の眞理の母であることは、今更言ふ迄もないことである。

百慮凝成自覺篇
 國華依是永恒傳
 野人不願論功事
 寄語三公須畏天
 (著者)

第四章 國家とは何ぞや

從來一般に行はれた憲法學に就いて、國家の本質が如何に見られてゐたか。之を一顧して見ると、

第一、國家を統治權の客體と觀るもの

第二、國家を統治權の主體と觀るもの

第三、國家を統治關係と觀るもの

以上三種あつて互に相譲らぬものがあつた。而して美濃部達吉博士の評言に依ると、「第一は學理として成り立ち得ない。第二第三は何れも有力であるが、第二の方が唯一の正當なる見解で、それが國家法人説の名を以て知られてゐるものだ」(同氏著日本

憲法第一卷參酌)と云ふことである。今この見解の當否は暫らく之を別として、天皇自覺説の立場から、國家の本質を如何に見るか。之を明かにして置く必要がある。それは必ずしも本書の目的ではないが、天皇自覺説を創説した關係上、一言之に論及して置くことが、一面の義務だと信ずるからである。

天皇は具體的絶對者であり、統治權の主體でありそれが天皇の御自覺に依つて決定したものであることは前章に於いて之を縷述した。而して自覺あらば必ず覺他あり、統治權の主體あらば必ず統治權の客體なかるべからず、先に掲げた天祖の神勅中に「豊葦原千五百秋瑞穗國」とあるのは即ちそれである。憲法第一條の明文に「大日本帝國」とあるのも、申す迄もなく

統治權の客體に外ならぬ。若し之に付するに國家の名を以てせば、國家は統治權の客體だと見ること(第一)は無論正當と謂はねばならぬ。

而して統治權の主體と客體は認識に於ける主觀客觀の關係と等しく必ず相對立してゐるものであるから、之を假りに一雙の平行線を以て表示することが出来る。平行線は第二章に於いて説明した如く無限大に於いては一致すべき可能性がある。所が今考へてゐる平行線の一方は統治權の主體であり、具體的絶對者であるから、之は既に無限大である。故に統治權の主體即ち天皇の立場から拜すると、可能性は實現してをり、一致すべき平行線は既に一致してゐる。換言すれば具體的絶對者即ち天

皇の立場から見ると、統治権の主體と客體とは全く同一體に歸して、統治権の主體即客體である。故に先に謂つた如く、統治権の客體を國家と呼ぶならば、統治権の主體も亦國家である。而して統治権の主體は、天皇であらせらるゝから、天皇も亦國家と稱し奉る譯けである。之を要するに、天皇も國家、統治権の主體も國家、統治権の客體も亦國家、と云ふことになる。そこで、天皇は國家を統治せらるゝと云ふ意味が解からぬと云ふ疑問が起る。この疑問の起るのが吾々相對者の手前、至極最もであるが、そこに、天皇即ち具體的絕對者の立場の、吾々相對者と異なつた所以があるのだ。即ち、天皇は具體的絕對者であらせらるゝを以て、天皇即ち統治権の主體と統治権の客體とは

全く同一體に歸して、天皇の外に何者の存在もないのである。故に、天皇は國家を統治せらるゝと云ふことは、天皇御自分で御自分を治めらるゝと云ふことに外ならぬのである。語を換へて謂へば、之は國家が國家を統治すると、云ふのと、同義であるのだ。従て國家を統治権の主體と觀る（第二）も、國家を統治關係と觀る（第三）もこの意味に於て之を正當と云ふことが出来るのである。

斯やうに考へて見ると、第一國家を統治権の客體と觀ることも、第二國家を統治権の主體と觀ることも、將た又第三國家を統治關係と觀ることも共に正當で、先に掲げた美濃部博士の評言のやうに勝手に之を取捨し得べきものでは決してない、と云

ふことが明かになつた、と同時にこの三者は、より正當なる或るもの、各部分を表はしたもので、それ自體未だ之を本質的のものとして稱し得べきではない、と云ふことが出来る。

換言すれば斯の如く、一の事を三通りに謂ひ得て、三通りとも正當であると云ふ事は、より本質的な或るもの、存在を意味するのである。その或るものとは果して何ぞや。それは言ふ迄もなく、天皇の御自覺であらねばならぬ。先にも述べた如く、天皇の御自覺に依つて統治權の主體が決定され、同時に統治權の客體が創造され、從て又同時に統治關係が出来たのであるから、國家を統治權の主體だとか、客體だとか、將又、統治關係だとか、云ふことも結局、天皇の御自覺の各部分を表はしたものである。

ので、國家とは、天皇の御自覺を指稱してゐるに外ならぬのである。従つてこの御自覺を、天皇の國家的自覺と云ふことが出来るのである。

次に最も留意を要することは、例の平行線に於ける一方の直線は無限大なるも、他の一方の直線は有限であることだ。即ち前者は統治權の主體即ち具體的絶對者を表示したのだから、之は無限大であり、後者は統治權の客體即ち相對者を表示したのだから、之は有限であることは無論だ。それで平行線は無限大に於いて一致すると云ふが、今度の場合、一方は無限大であるから、此の方から云ふと、可能性は既に實現してをり、前述の如く統治權の主體即客體であるが、有限直線の側から之を見る

ふことが明かになつた、と同時にこの三者は、より正當なる或るもの、各局面を表はしたもので、それ自體未だ之を本質的のものとして稱し得べきではない、と云ふことが出来る。

換言すれば斯の如く、一の事を三通りに謂ひ得て、三通りとも正當であると云ふ事は、より本質的な或るもの、存在を意味するのである。その或るものとは果して何ぞや。それは言ふ迄もなく、天皇の御自覺であらねばならぬ。先にも述べた如く、天皇の御自覺に依つて統治権の主體が決定され、同時に統治権の客體が創造され、従て又同時に統治關係が出来たのであるから、國家を統治権の主體だとか、客體だとか、將又、統治關係だとか、云ふことも結局、天皇の御自覺の各局面を表はしたも

ので、國家とは、天皇の御自覺を指稱してゐるに外ならぬのである。従つてこの御自覺を、天皇の國家的自覺と云ふことが出来るのである。

次に最も留意を要することは、例の平行線に於ける一方の直線は無限大なるも、他の一方の直線は有限であることだ。即ち前者は統治権の主體即ち具體的絶對者を表示したのだから、之は無限大であり、後者は統治権の客體即ち相對者を表示したのだから、之は有限であることは無論だ。それで平行線は無限大に於いて一致すると云ふが、今度の場合、一方は無限大であるから、此の方から云ふと、可能性は既に實現してをり、前述の如く統治権の主體即客體であるが、有限直線の側から之を見る

と穴勝ち、さうは謂へぬ。何となれば之は無限大に延長すれば一致し得べきの可能性があると、云ふだけで未だ、之を以て一致してゐるものと、謂ふことは出来ないからである。換言すれば相對者の側から見ると、統治權の主體と客體とは、全然別異の存在としか考へられないのである。是に於いて吾々相對者は一方の統治權の客體、即ち被治者としての地位が定まり、國家的統制の下、國民的生活々働に入る譯である。而して同時に吾々は親を求むる兒の如く、他の一方の統治權の主體如何、即ち國體如何を知らむと努むるに至るのも、亦己むを得ざるに出づる至情と謂はねばならぬ。憲法學上議論の百出するのも實は此の至情に外ならぬのである。詳しく曰ふと、相對者は現に絶對

の經驗がない爲め、相對者の感覺に映し來たる 天皇は統治權の主體であり、具體的絶對者であるに拘らず、畏れ多くも、之を單に統治權の總攬者としての、一自然人としか考へ及ばぬ。そして自然人の當體に絶對を見出し得ない相對者は、自然人以外に絶對なるものⅡ統治權の主體Ⅱを見出さむとして、盲龜の藁を掴むやうに、議論を上下してゐる譯けで、當人等に取つては全く御氣の毒な譯けだと謂はねばならぬ。今二三の例を擧げて見ると。

一木喜徳郎博士がその著國法學講義に「統治權の總攬者と云ふは統治權の主體と云ふ意味にあらず、統治權の主體は國家自體なり、統治權の總攬者とは國家の統治權の行用を總攬する國

家機關なり」と謂ひ、同氏著豫算論に「國家は無形人なり」と断してゐる。之は統治權の主體をば全く自然人から離れた無形人に見出さうとする試みである。寛克彦博士はその著國家の研究に「天皇は統治權の主體にあらせられず、統治權の主體は國家と申す普遍我なり」と謂ひ、美濃部達吉博士は去る六十七議會に於いて「國家それ自體が法人であり、法人は一の團體であり、無形人であります」と發言して問題となつたのも、之を要するに統治權の主體を自然人以外に求めむとする、相對者共通の不明の致す所で、一面悲壯とも謂へる。

然し吾々相對者は絶對を経験することは出来ないが、絶對なるものゝ立証方法として自覺原理を會得することが出来るので

ある。従て在來の學者が努力しつゝ、尙ほ且つ免れ得なかつた、錯誤を易々として、之を避け得らるゝのである。先に縷述した如く、自覺は絶對に進展する唯一の途で、天皇は自覺者であらせられ、具體的絶對者であらせられ、而して統治權の主體であらせらるゝことに、一點の疑惑もないのである。されば統治權の主體を統治權の總攬者以外に、之を求むる理由もなく、又求めて得らるべき筈もないのである。統治權を總攬する人は統治權の主體であらうと見る、普通の條理その儘まなのである。於是始めて吾人の求むる所は與へられ、その國家的統制の下、絶對安住の國民的生活々働に這入ることが出来るのである。絶對の意識なくして、然も絶對的安住を得る、全く之自覺覺他の妙

用と謂はねばならぬ。

煩惱にまなこさへられて
攝取の光明みざれども
大悲ものうきことなくて
つねにわが身をてらすなり

(親鸞)

第五章 時事批判

第六十七回帝國議會貴族院に於いて（昭和十年二月二十五日）
美濃部達吉博士は一身上の辯明として發言を求め、その持論たる、
天皇機關説の要旨を陳述した。それが却て問題を惹起し政界、
言論界、學界は固より、朝野を擧げて之を重大視し、目下尙ほ
その紛糾を持続してをり、容易に解決の曙光を見ないものと
やうである。之は攻撃側に於いては、天皇機關説は惡るいは
信じつゝも、學説そのものを適確に批判し得る真正の智識の
持ち合せがなく、政府も先年國體の意義を國民確信説に求めて
失敗した、苦い經驗を持つてゐる爲め、今度は學説は學者の手

に任かすなど、心もとないことを謂つてゐるからである。結局天皇機關説なる、その用語を憎んで、學そのものを咎めずと云つた畸形的な所で鳧りが付くのではないかと思はしむる状態である。之では泰山鳴動して鼠一匹も雷らずと謂はねばならぬ。今回 天皇自覺説を再版普及せむとする所以の片面は、此の陰惨な思想時局の匡救にあるは云ふ迄でもない。

第一節 天皇機關説は天皇の本質を

解せざる暴言なり

天皇機關説は 天皇の本質を解せざるに出でた暴言である。美濃部博士が「憲法上の法理論として問題になりまする點は凡

そ二點を擧げることが出来るのであります」(六十七議會速記録)とて次の如く述べてゐる。即ち

「第一點は天皇の統治の大權は天皇の御一身に屬する權利として觀念せらるべきものであるか、又は天皇が國家の元首たる御地位に於いて總攬し給ふ權能であるか」

と。相對者たる美濃部博士に取ては、之は如何にも重大な問題であらうが、先にも云つた如く 天皇は自覺者であらせられ、具體的絶對者であらせらるゝを以て 天皇の外に何者の存在もないのである。従て 天皇の統治權は國家の元首たる御地位に於いて總攬し給ふ權能であると同時に、それが 天皇の御一身に屬する權利でもあるのだ。美濃部博士は 崇神、仁徳、兩帝

の詔を引例して、統治權の總攬は御一身の爲めではない、國家の爲めだと論証してゐるが、引例の詔は素と相對者に解かり易いやうに方便として、御一身と國家とを分けて宣はせられたまふのことだ。畏れ多いことだがその証據には、仁徳天皇は「民の富めるは朕が富めるなり」と宣はせられてゐるではないか。この大御心は美濃部博士のみならず、相對者の領見では、到底窺ひ知り得ない御心境と申さねばならぬ。故に統治權の總攬は天皇御一身の御爲めだと申しても、美濃部博士等が心配するやうに、西洋で見る家産説など、決して聯想する、杞憂もないのである。要するに、天皇の御一身は吾々相對者の一身と異なり、具體的絶對の、御一身であらせらるゝのである。博士の言

は知らぬ者の言葉とは謂へ、實に恐れ多きことと申さねばならぬ。

次に美濃部博士は問題の第二點として

「第二點は天皇の統治の大權は絶對に無制限な萬能の權力であるか、又は憲法の條規に依つて行はせられまする制限ある權能であるか」

と自問し、前者ではなく、後者であらねばならぬ趣旨を述べ、後者であることが、我が國體の本義でもあるやうに謂つてゐる。之も、天皇の本質を解しない爲めだと謂はねばならぬ。支那の孔夫子は道德的自覺者であるが「心のまゝに行ふて、規を踰えず」と云つてゐられる。「心のまゝに行ふ」所、眞に之れ絶對無

制限と謂はねばならぬ。然も「規を踰えず」とある。規を踰えない所から見ると、如何にも制限された、窮屈な生活かと思へば亦案外なものがある譯けた。そこは無自覺者の到底窺ひ知るべからざる境地で、博士が 天皇の絶對を解せさることも一應無理からぬとも謂へる。然し解らぬことを口走るのは決して學者とは謂へぬ。

斯やうに考へて見ると、博士の疑問とする所は釋然、解消する譯けであるから、架空の無形人たる法人なるもの、實在を暴信して、之を統治權の主體と崇め、畏くも 天皇をその機關に貶するやうな、愚な工作の全く理由なきことを知るであらう。

第二節 國家法人説は架空の幻影に過ぎず

美濃部博士は又「國家それ自體が一つの法人であり、權利の主體であることは我が憲法及法律の公認する所であると言はねばならないのであります。併し法人と申しますると一の團體であり、無形人であります」(第六十七議會速記録)と述べてゐる。先に掲げた博士の所謂「憲法上の法理論としての問題」は 天皇機關説の生ずる原因であると云ふならば、之は 天皇機關説の生ずる基本學説とも云ふべきもので、博士に取つては最も重要視してゐる所であらう。然し考へて見ると國家法人説は架空の幻影に過ぎない。

即ち法人は一の團體だと云ふが、團體は團員の集まりで、團員相互は相對のものであるから、之を有限の平行線を以て表示することが出来る。而して平行線は之を無限大に延長せば、一致し得べき可能性のあることは、先に屢々引用したことで解かつてゐる。所が今ここに考へてゐる平行線は、孰れも有限直線であることが建前で、一の無限大直線もその内にはないのである。故にこの平行線は歸一の可能性があると云ふだけで、之を以て未だ歸一が實現してゐるとは、謂へないのである。換言すればこの平行線の内に一の無限大直線が出来ない限り、永遠にこの平行線の歸一の實現を見ることが出来ないのである。是を以て見ると、團體から成る法人と云ふのは一の可能性を意味す

るのみで、實現してゐるものとは謂へないのである。従て所謂法人なるものは架空の一幻影に外ならぬものと謂はねばならぬ。或は云ふ、團員の目的は一だと、又或は云ふ、團員はその利益を一にしてゐると。然しそれも概然的なもので、之を仔細に検討し來たらば、似寄つてゐると云ふことが出来るとしても、決して眞實同一ではないのである。團員が歸一して始めて目的は一だ、利益は一だと、謂ひ得るのである。而して團員が歸一するには團員の内具體的絕對者の存在があらねばならぬ。否具體的絕對者があつて眞の團體が出来るのである。斯かる團體は之を決して法人と云ふことは出来ない。無形人と云ふことも出来ない。

故に博士が云ふやうに國家それ自體が一の法人であり、權利の主體であるなど、決して我が憲法や法律の公認する所ではない。之を公認してゐると見る博士の迷夢も亦膏盲に入ると謂はねばならぬ。

第六章 結 論

本書第一章に於いて、日本精神に理論的根據を付與したものは、實に、天皇自覺説の提唱であると謂つたが、之に就いて尙ほ附言して置くべき一事がある。日本精神とは言ふ迄もなく、之は有史三千年、萬世一系の天皇を中心として、國民を陶冶して來た、所謂傳統的精神である。曰はゞ特殊の信念である。所が明治維新以來、或る事情の爲め、拜外思想が強く根を下して、日本精神は如何に根強くとも、之は一種の傳統的感情に過ぎないとなし、科學の發達に伴れ、反比例して、その影の薄らぎ行くことは、免れぬ道理だと云ふやうな、不都合な思想が

時代を支配するまでになつた。即ち是れ迄も過激思想の取締は勵行されて來たものゝ、此の大勢の推移だけは之を如何とも仕難く、大正十四年五月、丁度今より滿十年前のことだ、先にも述べた如く、治安維持法條文適用釋義の公表となり、愈ゝ國體の變革的色彩を表面化するに至つたのである。

是に於いて、予獨り憂國の至情、禁し難きものがあつた。而して宇佐八幡に残る清麿公の故事は使ひ古して、今日再用は之を許さず、如何しても、より高等な科學の創造こそ、唯一殘された時局匡救の策であつたのだ。天皇自覺説は斯くして産れたのである。世間多く之を知る者は蓋し少ない。

幸にして有司の内、予の説に共鳴する者があつて、私人とし

ては大に賛成を表するが公人としては、今は何とも謂へぬとのことであつた。而して同大正十四年度末期に至り、司法省に思想課設置に關する追加豫算の成立となり、之が姿態を替へて、東京地方裁判所検事局に思想係の編成となり、思想部の設置となり、進展して文部省に學生思想調査會の設置となり、更に進展して國民精神文化研究所の設置となつた。之は表面に現はれたる事象の連鎖に過ぎないが、要するに、天皇自覺説が日本精神に不拔の理據を與へた結果に外ならぬのである。後世の史家、文献の陟獵に當り、聊か指南の一助たり得は幸甚である。記して以て結論に代ふ。

天皇自覺說 (終り)

昭和十年六月十五日 印刷

昭和十年六月十九日 發行

天皇自覺說

定價二十錢

著作

權

所有

東京市杉並區久我山二丁目六〇五番地ノ四

著作兼 發行者 梨 谷 靜 教

東京市目黒區上目黒五丁目二五五四番地

印刷者 中 村 芳 雄

東京市京橋區入船町二丁目一番地

印刷所 弘文社印刷所

東京市神田區神保町二丁目二番地

發賣所

株式會社

巖

松 堂 書 店

電話九段(33)四一三五番

振替東京六五五六

